

証明申請をする方へ

(チェックリストとしてご利用ください。)

- 来庁される際には下記の係に事前にお電話をください。
- 証明申請ができるのは、『破産者及び利害関係人』です。

申請書の書き方

- 下線部を記入の上、「印」にもれなく押印してください。
- 収入印紙を貼付してください。
- 電話番号（平日の日中に連絡のつくもの）を必ず記載してください。
- 免責許可の決定日、確定日が分からないときは、記入しないでください。

窓口に来られる場合

- 申請書、認印を持参し、本人確認ができるもの（運転免許証等）をご提示ください。

郵送で申請する場合

- 返送用切手（84円）を添付してください。

申請人が破産者本人の場合

- 決定書記載の住所と現住所が異なるときは、決定時の住所と現住所とのつながりを証する書面（戸籍附票、または決定時の住所の住民票の除票及び現住所の住民票等）を添付してください。

利害関係人が申請する場合

- 法律上の利害関係を疎明する書面（契約書のコピー等）を添付してください。
なお、審査により利害関係が認められない場合があります。

申請人が法人の場合

- 資格証明書（商業登記事項証明書または代表者事項証明書）を添付してください。

法人の社員が代理人として申請する場合

- 委任状、社員証明書を添付してください。

上記の他にも必要な書類がある場合があります。